第7期南部町障がい者プラン

(令和6年度~令和8年度)



令和6年3月南部町

目 次

第1章 計画策定にあたって
1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
4 計画の見直しの時期・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
5 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
第2章 基本計画
(障害者基本法に基づく障害者計画)
第1節 障がい者等の現状
1 障がい者数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
2 主な障がい福祉サービス利用状況・・・・・・・・・・・・14
第2節 計画の基本的な考え方
1 計画の基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
2 計画の基本的視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
3 計画の基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
4 施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
第3節 施策の展開
1 差別の解消、権利養護の推進及び虐待の防止・・・・・・・・・19
2 安心・安全な生活環境の整備・・・・・・・・・・・・・・19
3 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実・・・・・・・20
4 防災・防犯等の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・20
5 行政等における配慮の充実・・・・・・・・・・・・・・21
6 保健・医療の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
7 自立した生活の支援・意思決定支援の推進・・・・・・・・・・22
8 雇用・就業・経済的自立・・・・・・・・・・・・・・・23
9 文化芸術活動・スポーツ等の振興・・・・・・・・・・・・23
第3章 生活支援に係る実施計画
<u>(障害者総合支援法に基づく障害福祉計画及び児童福祉法に基づく障</u>
<u>害児福祉計画)</u>

第	1	節	計画	の基	本	的	なす	きた	えフ	ב																								
	1	Ī	計画の	基本	理:	念	•	•	•					•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	5
	2	Ī	計画の	基本	:目	標			•					•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	2	6
第	2	節	令和	8年	度	の数	数值	直	目標	票0	計	妃	2																					
	1	礻	畐祉施	設入	,所:	者(のţ	此	或生	E活	5∕	\0)科	多行	亍								•				•	•	•		•	•	2	8
	2	米	青神障	がし	٦١١	ŧż	讨厂	្រៃ	tر الر	三井	Ьţ	或包	맔	舌	ד.	ア	シ	ス	テ	ム	の	構	築										2	9
	3	ţ	也域生	活支	援	拠,	点等	₽(り枝	幾台	[0	りぎ	<u>.</u>	Ę	•							•	•										2	9
	4	礻	畐祉施	設力	15	— <u>f</u>	投京	- 沈ら	· 分/	\0	D禾	多行 多行	Ŧ ·		•																		3	0
	5	ß	ーーー 章がい	児支	援	·· のキ	是(共化	- 本制	110	 内字	各值	- 青气	牟	•																		3	1
	6		目談支			-	. –	• •		-				•	•																•		3	2
	7	٠	······ 章 害 福			-		-	-					\ †	၂ .	る	た	め	の	取	組	اتا	係	る	体	制	<i>ත</i> :	構	築				3	3
第	3		障が	-					-											-						-							_	
- 1-	1		方問系												•		•	•			•	•	•			•	•		•				3	4
	2		3中活												•																		_	6
	3		3 - 75 号住系												•																		3	_
	4		I談支	-		•									•																		4	-
	5	•	量がい												•																		4	•
	6		ェッマー 章がい					<u>7</u>	李7	-≠	万扫	至至	높 .																				-	6
笙		節	+/3 V· 地域						_			× •.																					_	Ü
ΝJ	т 1		心域 目談支				,		•	<u></u>																							4	Q
	2	•	nox 意思疎				\								_																		4	_
	3		ョぶぶ 日常生																												•		_	0
							_		尹ラ	₹ `				•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		
	4	•	多動支 フロ						•		•	•	' '	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	•
	5		∃中一 +~※			_				<u></u>	·	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	
	6	þ	战年後	兄市][反	小儿	刊之	₹.	友与	戶身	€ '	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	ರ

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

国における障害者施策は、昭和45年の「心身障害者対策基本計画」から始まり、平成5年には「障害者基本法」として障がいのある人の自立と社会参加の促進、精神障がい者を障がいのある人の範囲に加えるなど大きく改正され、障がい施策の推進が図られてきました。平成16年の「障害者基本法」の改正と平成17年の「障害者自立支援法」の成立により、各自治体に「障害者計画」と「障害福祉計画」を策定することが義務付けられました。その後、平成25年に「障害者自立支援法」の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下、障害者総合支援法)」への改正、「児童福祉法」の平成30年施行に伴い、医療的ケア児への支援体制整備等、障がい児支援ニーズの多様化へきめ細かな対応を図るよう「障害児福祉計画」の策定が各自治体に義務付けられました。

近年、障がいのある人を取り巻く環境の変化や法整備が進んでいます。障がいのある人の就業・雇用に関しては、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(障害者優先調達推進法)」により、障がい者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図っています。さらに、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律(障害者雇用促進法)や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」により、障がいのある人の虐待防止・早期発見の取組が進んでいます。

このような国や社会情勢を踏まえ、本町では障がい者施策を総合的に推進するため、障害者基本法に基づく「障害者計画」及び児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」と障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」を併せて令和3年度から令和5年度を計画期間とする「第6期南部町障がい者プラン」を令和3年3月に策定しました。

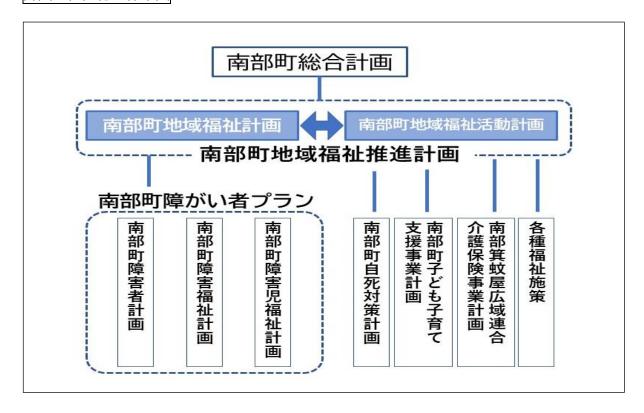
令和5年度には第6期計画期間が終了となるため、これまでの進捗状況及び目標数値の検証を行い、令和6年度から令和8年度を計画期間とした「第7期南部町障がい者プラン」を策定します。

2 計画の位置づけ

南部町障がい者プランは、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく、障がい者のための施策に関する基本的な計画(「市町村障害者計画」)及び障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく、障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する計画(「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20に定める「市町村障害児福祉計画」)として策定し、障がいのある人に関する施策全般にわたるものであり、将来の方向を示すものとして位置付けています。第7期計画も「南部町障がい者プラン」として両者を一体的に策定するものです。

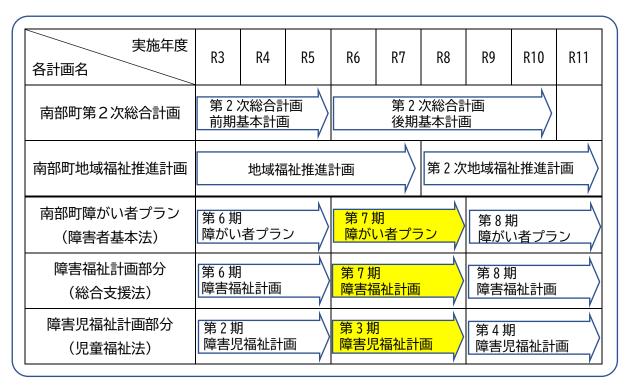
本計画は、「南部町総合計画」を最上位計画、「南部町地域福祉推進計画」を上位計画として、「南部町自死対策計画」、「南部町子ども子育て支援事業計画、「南部箕蚊屋広域連合介護保険事業計画」等の保健福祉分野における関連計画、教育・防災・就労など関連分野における施策との連携を図りながら推進します。

計画の位置付け体系図



3 計画の期間

計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。また、実績把握、分析・評価を行い、必要に応じて見直し等を行います。



障害者基本法抜粋

(障害者基本計画等)

- 第11条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を 図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「障害者基本計画」という。)を策 定しなければならない。
- 2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を 踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「都道府県障 害者計画」という。)を策定しなければならない。
- 3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における 障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下 「市町村障害者計画」という。)を策定しなければならない。

障害者総合支援法抜粋

(市町村障害福祉計画)

- 第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に 基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるもの とする。
- 2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する 事項
 - 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ご との必要な量の見込み
 - 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- 3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 前項第2号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごと の必要な見込量の確保のための方策
 - 二 前項第2号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第3号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項
- 4 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数及びその障害の状況を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他 の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう 努めるものとする。
- 6 市町村障害福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画と 一体のものとして作成することができる。
- 7 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する市町村障害者計画、社会福祉 法第107条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の 福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 8 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、第89条の3第1項に規定する協議会(以下この項及び第89条第7項において「協議会」という。)を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

- 10 障害者基本法第36条第4項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かなければならない。
- 11 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第2項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。
- 12 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

児童福祉法抜粋

(障害児福祉計画等)

- 第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の 確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害 児福祉計画」という。)を定めるものとする。
- 2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - 二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量
- 3 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について 定めるよう努めるものとする。
 - 一 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量確保のため の方策
 - 二 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他関係機関との連携に関する事項
- 4 市町村障害児福祉計画は、当該市町村の区域における障害児の数及びその障害の状況を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、当該市町村の区域における障害児の心身の状況、その置かれている環境その他の 事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害児福祉計画を作成するよう 努めるものとする。
- 6 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 88条第1項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。
- 7 市町村障害児福祉計画は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項に規定する 市町村障害者計画、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定に よる計画であって障害児の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければな らない。
- 8 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3第1項に規定する協議会を設置したときは、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、当該協議会の意見を聴くよう努めなければならない。
- 10 障害者基本法第36条第4項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かなければならない。
- 11 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第2項に規定する 事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。
- 12 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県 知事に提出しなければならない。

4 計画の見直しの時期等

この計画は、令和9年度からの第8期計画を定めるため、令和7年度に中間報告を行ったうえで、令和8年度に見直しを行ないます。

なお、第3章以降についての見直しは、障害者総合支援法第88条第8項及び児童福祉法第33条の20第8項に基づき、あらかじめ「南部町障害者自立支援協議会(仮称)」の意見を聴取した上で行うこととします。

5 計画の推進体制

役場関係課及び社会福祉協議会ほか関係機関が一体となって障がい者施策を推進し、計画の実現に向けて取り組んでいきます。

(1) 進行管理体制

計画の進捗状況については、策定委員意見や事業実施者、自立支援協議会との連携により、点検・評価を図っていきます。

(2) 国・県への要望

障がい者が地域社会で自立して生活を送るためにも、制度の充実や財政的支援について国・県に要望していきます。

第5次障害者基本計画 概要

I 第5次障害者基本計画とは

【位置付け】<u>政府が講ずる障害者施策の最も基本的な計画</u>(障害者基本法第11条に基づき策定。また障害者情報アクセ シビリティ・コミュニケーション施策推進法第9条第1項の規定に基づき、同法の規定の趣旨を踏まえ策定。)

【計画期間】 令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年間

【検討経緯】障害者政策委員会(障害当事者等で構成される内閣府の法定審議会)での1年以上にわたる審議を経て、 令和4年12月に取りまとめられた**障害者政策委員会の意見に即して、**政府で基本計画案を作成

1. 基本理念

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあら ゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう 支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去 するため、施策の基本的な方向を定める。

2. 基本原則

- 地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調
- 3. 社会情勢の変化

- 2020年東京オリンビック・バラリンビックのレガシー継承 新型コロナウイルス感染症拡大とその対応 持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現(SDGsの視点)

Ⅲ 各論の主な内容(11の分野)

- 1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 2. 安全・安心な生活環境の整備 3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 4. 防災、防犯等の推進 8. 教育の振興

4. 各分野に共通する横断的視点

- 条約の理念の尊重及び整合性の確保

- 乗約のほぶの専星及び発音性の機様 共生社会の実現に資する取組の推進 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援 障書特性等に配慮したきめ細かい支援 障害のある女性、こども及び高齢者に配慮した取組の推進 PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

5. 施策の円滑な推進

- 連携・協力の確保、理解促進・広報啓発に係る取組等の推進
 - 9. 雇用・就業、経済的自立の支援 10. 文化芸術活動・スポーツ等の振り 11. 国際社会での協力・連携の推進

おわりに(~今後に向けて~)

・本基本計画は、障害者を必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉えた上で、施策を総合的・計画的に 推進することで、条約が目指す社会の実現につなげる。加えて、障害者への帰見や差別の払拭、「障害の社会モデル」等障害者の人権の確保の上で基本 となる考え方等への理解促進に取り組み、多様性と包摂性のある社会の実現を目指すことが重要であり、政府において各分野の施策を実施する。 ・令和4年9月に、障害者権利委員会の見解及び勧告を含めた総括所見が採択・公表され多岐にわたる事項に関し見解等が示されたことを受け、各府省 において、本基本計画に盛り込まれていない事項も含め、勧告等を踏まえた適切な検討や対応が求められる。 ・世界に誇れる共生社会の実現を目指して、政府全体で不断に取組を進めていく。

第5次障害者基本計画 概要

1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

社会のあらゆる場面における障害者差別の解消

- 心社会のあらゆる場面における障害者差別の解消 家族に対する相談支援や障害福祉サービス事業所等における虐待防止 委員会の設置等、虐待の早期発見や防止に向けた取組 障害福祉サービスの提供に当たり、利用者の意思に反した異性介助が 行われることがないよう、取組を推進 改正障害者差別解消法の円滑な施行に向けた取組等の推進

2. 安全・安心な生活環境の整備

- ○移動しやすい環境の整備、まちづくりの総合的な推進 公共交通機関や多数の者が利用する建築物のパリアフリー化 接遇ガイトライン等の普及・啓発等の「たのパリアフリー」の推進 歩道が設置されていない道路や踏切道の在り方について検討、信号機等の
- ・国立公園等の主要な利用施設のバリアフリー化や情報提供等の推進

3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

○障害者に配慮した情報通信・放送・出版の普及、意思疎通支援の人材育成やサービスの利用促進

- 成化サービスの小Mices 情報アクセシビリティ・コミュニケーション施築推進法に基づく施策の充実 公共インフラとしての電話リレーサービス提供の充実 手話通訳者や点訳者等の育成、確保、派遣

4. 防災、防犯等の推進

○災害発生時における障害特性に配慮した支援

- 5. 行政等における配慮の充実

○司法手続や選挙における合理的配慮の提供等

- ・司法手続(民事・刑事) における意思疎通手段の確保 ・障害特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実、投票機会の確保 ・国家資格試験の実施等に当たり障害特性に応じた合理的配慮の提供

6. 保健・医療の推進

精神障害者の早期退院と地域移行、社会的入院の解消

- 切れ目のない退院後の精神障害者への支援 精神科病院に入院中の患者の権利擁護等のため、病院を訪問して行う
- 相談支援の仕組みの構築
- 11axx 又抜い江町かの桶架 精神料病院における非自発的入院のあり方及び身体拘束等に関する課題の整理を進め、必要な見直しについて検討

7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

- 意思決定支援の推進、相談支援体制の構築、地域移行支援・在宅サービス等の充実 ドングケアラーを含む家族支援、サービス提供体制の確保 障害のあるこどもに対する支援の充実

- 〇インクルーシブ教育システムの推進・教育環境の整備 自校通級、巡回通級の充実をはじめとする通級による指導の一層の普及 教職員の障害に対する理解や特別支援教育に係る専門性を深める取組の推進 病気療養児へのICTを活用した学習機会の確保の促進

9. 雇用・就業、経済的自立の支援

- ○総合的な就労支援 地域の関係機関が連携した雇用前・後の一貫した支援、就業・生活両面の一体的支援 雇用・就業施会と福祉施策の組合セの下、年金や諸手当の支給、税制優遇措 個大会・軽支援制度の連用 農業分野での附害者の就労支援(農福連携)の推進

10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興

- 障害者の芸術文化活動への参加、スポーツに親しめる環境の整備
- 障害者の地域における文化芸術活動の環境づくり 日本国際博覧会(大阪・関西万博)の施設整備、文化芸術の発信などの環境づくり 障害の有無に関わらずスポーツを行っことのできる環境づくり

11. 国際社会での協力・連携の推進

- ○文化芸術・スポーツを含む障害者の国際交流の推進 ・障害者分野における国際協力への積極的な取組 ・障害者の文化芸術など日本の多様な魅力を発信

(出典:内閣府)

第2章 基本計画

(障害者基本法に基づく障害者計画)

第1節 障がい者等の現状

本町における障がいのある人を取り巻く現状について、統計データ等の結果から導きだされた結果に関して、以下のとおり取りまとめました。

1 人口・世帯数の推移

本町の近年の人口は、大きく減少傾向であり、令和5年3月末で10,337人となっています。世帯数については、3,901世帯と大きな変動がないため、相対的に一世帯当たりの人員数は減少しています。



(各年度3月末現在:住民基本台帳数値)

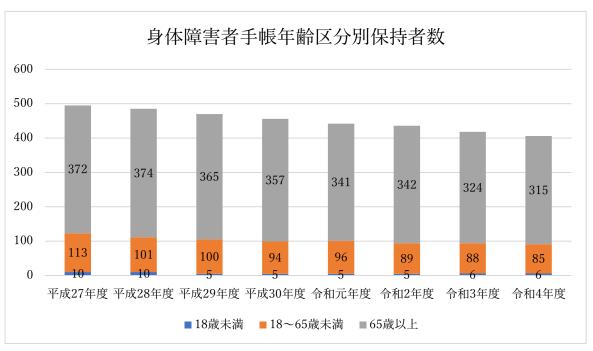
2 障がい者数

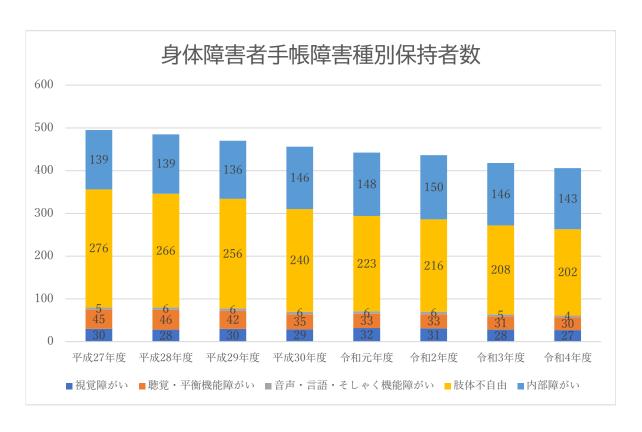
(1)身体障がい者

本町の身体障害者手帳所持者数の推移をみると、人口推移と同様に減少傾向であり、令和4年度末では、合計 406 人となっています。等級別にみると、令和4年度末では 1級が 134 人と最も多く、次いで4級が 96 人となっています。手帳所持者の人口に対する比率は、減少傾向にあります。(平成 27 年度 4.41%、令和 4 年度 3.93%)

しかしながら、障害種別で見ると、内部障害のうち腎臓機能障害の新規申請が増え ている状況となっています。

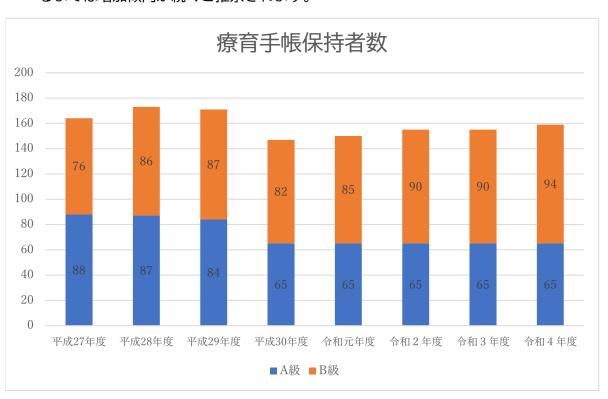






(2) 知的障がい者

本町の療育手帳所持者数の推移をみると増加傾向にあります。平成 30 年度に A 級 (重度)の人数が大幅に減少していますが、これは、「西部やまと園 (南部町阿賀)」の 施設閉鎖に伴い、当該施設に入所されていた方が、新たに設置された施設にそれぞれ 移管され、町外へ住所を移されたことが大きい要因となっています。その後は町内に グループホームの新規開設が複数あり、町外からの転入により、施設定員に満たされるまでは増加傾向が続くと推察されます。

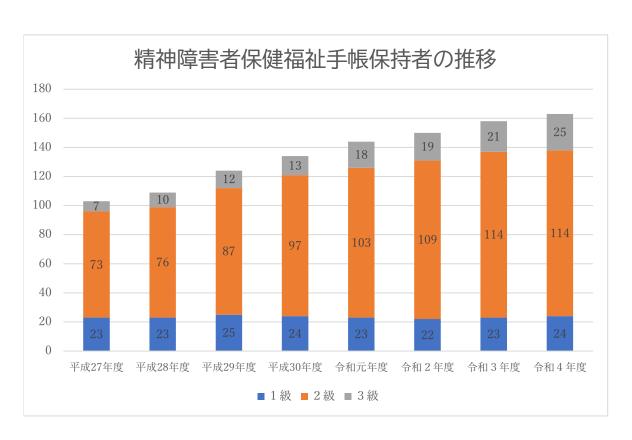


※注

「療育手帳所持者数」は、南部町に住民票がある者について記載をしています。そのため、居住地特例で出身市町村から施設入所支援の支給決定を受けている者も含んでいます。

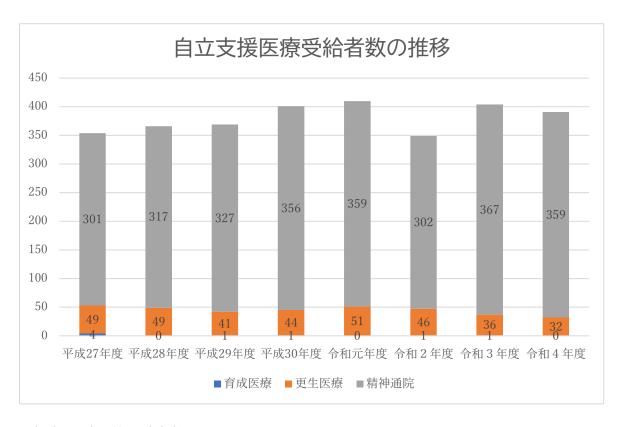
(3)精神障がい者

本町の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、総人口は 7.82%減少(平成 27 年度と令和 4 年度比較※)しているのに対し、手帳の所持者は 58.25%の増(※)となっており、相対的に人口比ベースで 0.66%増加しています。転入転出などの社会的要因による増減、所持者の死亡による自然減はあるものの、新規交付の方が毎年 9 人から 16 名あり、精神疾患を抱える方が増えています。



(4) 自立支援医療

本町の自立支援医療については、精神通院医療の受給者が多く平成30年度以降は横 這い傾向で推移しています。令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大による受給資 格の再認定について期間延長の特例措置が設けられたため、統計上の人数は減ってい るものの(有効期限到達者で特例措置により更新をしていない者がカウント外となっ ている)実質の受給者人数の変動はなく横ばいとなっています。



(5) 退院可能入院者数

精神障がい者の1年以上入院者のうち、何らかの支援を受ければ退院が可能と判断される方の人数

(単位:人)

入院期間	1年以上	2年以上	3年以上	5年以上	10 年以上	20 年以上	合計
年齢	2年未満	3年未満	5年未満	10 年未満			
20 歳未満	0	0	0	0	0	0	0
20 歳以上	0	0	0	1	0	0	1
40 歳未満	U	U	U	I	U	U	I
40 歳以上	0	1	0	0	0	0	1
65 歳未満	U	ļ	U	U	U	U	I
65 歳以上	0	0	0	0	0	2	2
75 歳未満	U	U	U	U	U	۷	
75 歳以上	0	0	0	0	0	0	0
計	0	1	0	1	0	2	4

令和4年度調査:鳥取県障がい福祉課提供

1年以上の入院期間がある方の経年推移(各年度6月末現在)

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実人数 /人口 10 万人換算	<u>1 6</u> / 146.8	<u>1 7</u> / 158. 1	<u>1 9</u> / 179. 2	<u>1 7</u> /161.9
()全国中央値	(136.3)	(138.6)	(136. 2)	(135.4)

出典:地域精神保健医療福祉社会資源分析データベース

3 主な障がい福祉サービス利用状況

(1) 障がい福祉サービス支給決定者数

区分	サービス種類	人数
	居宅介護	29
訪問系サービス	同行援護	3
初向来り一しス	行動援護	2
	重度訪問介護	2
	生活介護	33
	就労移行支援	3
	就労継続支援A型	29
日中活動系サービス	就労継続支援B型	69
	宿泊型自立訓練	1
	療養介護	2
	短期入所(ショートステイ)	13
日体を共 12つ	共同生活援助(グループホーム)	29
居住系サービス	施設入所支援	14
	計画相談	147
相談支援	地域移行支援	0
	地域定着支援	0
	医療型発達支援	0
	児童発達支援	7
障害児通所支援	放課後等デイサービス	16
	保育所等訪問支援	2
障害児相談支援	障害児相談支援	25
	合 計	423

令和5年3月31日現在

(注) 重複利用の場合はそれぞれにカウント

(2)特別障害者手当等受給者数

区分	人数
特別障害者手当	29
障害児福祉手当	3
計	28

令和5年3月31日現在

(3)特別児童扶養手当受給者数

区分	1級	2級	計
特別児童扶養手当	5	23	28

令和5年3月31日現在

(注) 受給者 1 人に複数の対象児童がある場合はそれぞれにカウント

(4)補装具・日常生活用具給付等状況

区分種目			件	数	
			身体障がい者	障がい児	
		補聴器等	0	0	
	交	車椅子等	2	0	
	付	装具	2	0	
	נו	盲人安全つえ	0	0	
		矯正眼鏡	1	0	
補装具		補聴器等	4	0	
	修	車椅子等	1	1	
	理	意思伝達装置	1	0	
	生	電動車椅子等	2	0	
		装具	0	0	
		小 計	13	1	
	紙オム	ンツ	12	36	
	便器		1	0	
	収尿器		1	0	
	頭部係	· · 注帽	0	0	
	盲人用]体温計	1	0	
	盲人用]体重計	1	0	
日常生活用具	特殊寝	2 台	1	0	
	入浴補	助用具	1	0	
	移動・	移乗支援用具	1	0	
	ネプラ	ライザー	0	0	
	電動式	(たん吸引器	2	0	
	ストマ	7用装具	270	0	
		小 計	291	36	
		合 計	304	37	
<u> </u>					

令和4年度実績

※紙オムツ及びストマ用装具については、1か月分を1件としてカウント

第2節 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本計画では、障がい者を「必要な支援を受けながら自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加する主体」ととらえ、障がい者が自らの能力を最大限に発揮し自己実現ができるよう支援するとともに、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している「社会的な障壁」を除去するため、町が取り組むべき障がい者施策の基本的な方向を定めます。

障がいの有無に関わらず、誰もがお互いに人格と個性を尊重し支え合い、障がいのある 人もない人も安心して暮らせる『みんながいきいきと活躍し、心をつないで支え合う共生 のまちづくり』を目指します。

2 基本的視点

国の障害者基本法に基づく第5次障害者基本計画(令和5年度~令和9年度)を踏まえつつ、地域共生社会の実現に向け、計画の視点を新たに位置付けます。

① 障がいの特性に配慮した支援

障がいの特性や多様化するニーズを捉え、障がいのある人の視点に立ち、きめ細かな 障がい福祉サービスの支援を推進します。

② 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生のまちづくりを実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の 支援に配慮します。また、障がい者等が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を 受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、サービスの提供 体制の整備を推進します。

③ 社会のあらゆる場面におけるアクセシビティの向上

社会的障壁がなく安全安心な地域社会の実現のため、アクセシビリティの向上を推進します。

④ 切れ目のない総合的な支援

障がいのある人(特に障がいのある女性、こども及び高齢者等)が、乳幼児期から老年期までの一貫した支援が継続できるように関係機関と連携し、総合的な支援を推進します。

⑤ 持続可能な障がい者を支える環境づくり

SDGsの17の目標の視点を踏まえ、本計画と特に関係が強いと考えられる目標は以下の9つで、障がいのある人を取り巻く環境に関連したものがあります。本計画ではこれらの持続可能な開発目標を踏まえ、施策体系や取組の整理を進めます。

SUSTAINABLE GALS DEVELOPMENT





















出典:外務省「Japan ADGs Action Platform」

◆SDGs (エスディージーズ)とは

SDGs(Sustainable Development Goal:持続可能な開発目標)は、「誰一人取り残さない(leave no one behind)」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標である。2030年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されています。

3 計画の基本目標

安心して暮らせるまちづくり

障がい者が、地域で生活する上で必要な福祉サービスや社会資源、身近なところで相談できるような体制を確保し、そのための人材確保や質の向上を図ります。又、障がいのある方の高齢化が進んでおり、親亡き後を見据え成年後見などの充実を促進します。施設等のバリアフリー化や防災対策を推進し、障がいのある方が安心して暮らせるまちづくりを行います。

学び、働き、社会参加の促進

障がいのある児童・生徒が、一人ひとりの能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し、 社会参加できるよう特別支援教育の推進を図ります。

障がいのある方が、自分の適性・能力を十分に発揮し働くことができる環境を整備します。又、福祉的就労の底上げを支援し、障がいのある方の収入増を進めるとともに、一般就労が可能な方の移行を進めます。

障がいのあるなしにかかわらず、誰もが芸術・文化スポーツ活動に参加し、共に楽しめる環境を整備します。

共に暮らす社会の実現

障がいを理由とする差別の解消、虐待防止・権利擁護の推進に取り組み、又、障がいに ついての理解を深めるよう啓発を行います。

行政においても障がい者に対する対応を再点検し、障がい者に優しい行政のあり方を 考えます。

4 施策の体系

基本理念	基本目標	施策の展開
+ 7.		差別の解消、権利養護の推進及び虐
マ えん		待の防止
支え合う共生		安全・安心な生活環境の整備
共い生き		情報アクセシビリティの向上及び意
のい		思疎通支援の充実
きと活	◆安心して暮らせるまちづくり	防災、防犯等の推進
くとしている。	◆学び、働き、社会参加の促進	行政等における配慮の充実
、心をつな	◆共に暮らす社会の実現	保健・医療の推進
ي		自立した生活の支援・意思決定支援
ない		の推進
<u>い</u> で		雇用・就業、経済的自立の支援
		文化芸術活動・スポーツ等の振興

第3節 施策の展開

1 差別の解消、権利養護の推進及び虐待の防止

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互の人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、制定された障害者差別解消法を基に、障がいを理由とする差別の解消の推進に取り組みます。また、障害者虐待防止法に基づく障がい者虐待の防止等、障がい者の権利擁護の取り組みを行います。

施策の方向

○差別の解消及び権利擁護の推進

国において策定される基本指針等に基づき、障がいを理由とする差別の解消の推進に 取り組みます。

また、障がい者虐待防止等、障がい者の権利擁護に対する取り組みのため、障がい者虐待の未然防止、早期発見、迅速な対応、事後支援が行える体制を確保します。又、成年後見制度について、住民への周知や市町村長申立制度、権利擁護センターの活用等、市町村による利用者支援の仕組みづくりを進めるとともに、法人後見や市民後見人の養成等の体制整備を行います。また、障がい者の自己決定を援助する日常生活自立支援事業の活用を推進していきます。

2 安心・安全な生活環境の整備

障がい者にとって住みよいまちは、すべての町民にとって安全で快適に生活できるまちであります。そのためには、すべての人々の理解と協力によるハード、ソフト両面にわたる社会のバリアフリー化によって実現されるものです。障がい者が住み慣れた地域の中で安心して生活でき、社会参加できるよう、障がい者に配慮した道路や施設などの住環境の整備や公共交通機関等移動手段の確保等を図ります。

また、施設・設備の整備にあたっては、誰もが快適で生活しやすいユニバーサルデザインという観念で進めます。

施策の方向

○バリアフリーのまちづくりの推進

「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (バリアフリー法)」に基づき、町民のための公共施設等のバリアフリー化を積極的に推進するとともに、道路のバリアフリーを推進します

○住環境の整備

障がい者が住み慣れた住居で、快適に継続して生活が送れるように、日常生活用具給付事業の周知と利用促進を図るとともに、利用者ニーズにあった住宅相談体制の整備を図ります。

また、各機関と連携して障がい者の地域定住支援としての対応施策の拡充を図ります。

○移動手段の確保

障がい者が自由に外出できるよう、公共交通機関のバリアフリー化の推進や公共交通機関の利用が困難な人へのガイドヘルプサービス、車両による移送サービスの充実に加え、自動車改造費助成などの各種助成制度の周知を図ります。

3 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

障がいの種類や程度によっては、自ら情報を得ることが困難な場合があります。障がいの特性に配慮した情報提供やコミュニケーション支援体制を充実させ、情報・コミュニケーションのバリアフリー化を推進します。

施策の方向

○多様な情報媒体の活用推進

広報誌・防災行政無線・CATV・ホームページ等の様々な情報提供手段の活用を推進します。

また、情報媒体がそれぞれの障がいの特性に配慮したものとなるよう努めます。

○コミュニケーション支援体制の整備

コミュニケーション支援を必要とする聴覚障がい者への手話通訳者、要約筆記者等の 派遣体制の整備を図り、又、これらの支援を行う人材育成のための研修を実施します。

4 防災・防犯等の推進

障がい者が地域で安全に安心して生活ができるよう、災害時の避難体制構築等の防災 対策の推進に努めます。

施策の方向

○防災・防犯体制の整備

障がい者が安心・安全に暮らせる社会の実現のために、災害時要援護者の確実な把握、 同要援護者リストを用いた災害についての情報伝達、避難誘導体制(避難支援プラン)の 整備に努めるとともに集落や地域振興協議会、民生委員等とも連携をしながら、地域に おける自主防災体制の充実を図ります。また、避難場所における障がいのある方に配慮 した設備の充実や必要な医療が受けることができるよう医療機関等の関係機関との連携 に努めます。

また、家庭における火災等の感知や障がい者からの緊急事態の連絡を確保するため、 日常生活用具を活用し、火災報知器、緊急通報装置の普及を図り、近隣町民、消防署等へ の連絡手段の確保に努めます。

5 行政等における配慮の充実

障がい者が適切な配慮を受けることができるよう、行政職員の障がい者理解の促進に努めます。

施策の方向

○障害特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実、投票機会の確保

選挙公報の工夫をはじめ、グループホーム等障がい者が居住される地域の投票所で従事 する職員への教育を行い、安心して投票できる機会の確保に努めます。

6 保健・医療の推進

障がいの原因となる疾病等の適切な予防に向けて、積極的な健康づくりと生活習慣の 改善を行っていくことが大切であり、障がい者にとっては健康を保持し、増進するため の保健・医療の充実が重要な施策となります。このため、保健と医療の連携を深め、障が いの早期発見・早期治療を推進します。

また、障がいの軽減や機能の回復のための医療・リハビリ訓練など障がいの程度に応じた保健・医療サービスの提供を図ります。

さらに、こころの病についても専門の医療機関による支援の充実を図り、「うつ」や自 死の防止を推進します。

施策の方向

○障がいの原因となる疾病等の予防と早期発見

・母子健康施策の推進

妊産婦の健康教育、保健指導および健康診査、新生児や乳幼児に対する健康診査・指導等を適切に実施します。健康診査等で発見された障がいの疑いのある児童に対して、精密検査の勧奨や療育サービスの紹介等を適切に行います。

また、学校、職場、地域での健康診査等の適切な実施、疾患の相談・カウンセリング 等の機会の充実を図ります。

生活習慣病予防の推進

生活習慣病等の早期発見、早期治療のため、健康診査の充実と受診率の向上を図るとともに、食生活の改善など自覚を高める健康教育、健康指導の充実の推進に努めます。

・相談指導体制の充実

保健所、児童相談所、児童発達支援センター、社会福祉協議会、医療機関等との連携 を強化し、障がい児の早期発見、早期療育に努めます。

○医療・リハビリテーション体制の充実

・リハビリテーション体制の充実

様々な原因により生じる障がいに対し、早期の段階から適切な医療とリハビリテーションが受けられるように、医療機関、保健師、地域包括支援センター等との連携によ

る相談支援体制を充実します。また、機能訓練事業等の充実を図ります。

・医療費助成等の周知

自立支援医療、特別医療等の各種制度を周知し、利用を促進します。

・精神保健施策の推進

精神保健に関する理解と認識を高め、ユニバーサル社会の促進のため、関係機関等の協力を得て、町民の正しい理解と協力が得られるよう啓発の推進を図ります。

また、医療相談が十分にできるように医療機関との協力体制の確立に努めます。

7 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

障がい福祉サービスの新しい体系をもとに、本町の状況に応じたサービスの種類・量を確保し、すべての障がい者に対して、豊かな地域生活の実現に向けた取り組みと適切なサービス提供の推進及び生活・活動の場の整備、社会復帰のための支援、地域での生活を保障するための権利擁護事業の充実を図ります。

施策の方向

○相談支援体制の充実

障がい者とその家族などが必要に応じて適切な相談をいつでも受けられるよう、町や 社会福祉協議会、民生委員・児童委員、相談支援委託事業者等と連携を密にして、各種相 談体制の充実と周知を図ります。また、ケアマネジメントの推進と鳥取県西部地域自立 支援協議会を中心とした相談支援体制の充実を図ります。

・相談支援の充実

障がい者が、個々の心身の状況やサービス利用の意向、生活環境等を踏まえた適切なサービス等利用計画の作成が行われるために、指定特定相談支援事業所が増えるよう働きかけ、又、相談支援専門員の資質の向上にも取り組みます。

・地域生活支援・地域移行の推進

障がい者の在宅福祉サービスの充実や、生活力を高めるための支援、情報の提供、 障がい者の地域生活支援、施設入所者・社会的入院患者の地域移行の取組などについ ての相談体制を整備し充実を図ります。

・障がい者団体との協働による相談活動

障がい者やその家族等の多様なニーズに対応するため、町は身体・知的障害者相談 員の設置及び、障がい者団体と協力して相談体制を整備し、自立及び社会参加の促 進を図ります。

・各種障がいへの対応

重度重複障がいや高次脳機能障がい、発達障がい、難病患者等について必要な支援 策を実施し、相談支援体制の強化を目指します。

○障がい福祉サービスの周知・充実

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づいて実施される障がい福祉サービスを、適切かつ効率的に提供できるよう、各サービス見込み量の確保、制度の周知、利用促進に

努めます。

また、町独自で実施する地域生活支援事業を、地域の実情に応じ積極的に展開し、障がい児・者に対する生活支援を推進します。

なお、各サービスに関する実施計画については、「第3章生活支援に係る実施計画」で 説明します。

8 雇用・就業・経済的自立

障がいの者の雇用・就業は、地域で自立した生活を行うための基礎となり、本人の希望を尊重しながら障がいの種類や程度に応じた支援体制や設備を整えて、適性と能力を十分に活かせる職場を確保していくことが必要となります。

そのために、障がい者雇用の拡大に向けた啓発活動の強化に努めるとともに、障害者総合支援法に基づく就労定着支援、就労移行支援、就労継続支援のサービスを含め、障がい者の就労支援を推進します。

また、一般企業での就労が困難な重度の障がい者については、福祉的な雇用対策を図ります。

施策の方向

○職業相談・支援体制の充実

公共職業安定所を中心に総合的に関係機関と連携し、職業相談が円滑にすすむよう 支援体制を充実します。

また、企業に対して障がい者雇用の促進を積極的に啓発します。

○雇用の機会・働く場の確保

就労を希望する障がい者に対して、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な 訓練等を受ける「就労移行支援」、「就労継続支援」サービスを積極的に活用できるよ う支援します。

また、障害者優先調達推進法に基づき福祉施設から優先的に物品等を調達し、工賃の向上にも努めます。

9 文化芸術活動・スポーツ等の振興

障がい者が社会の中で、主体性を発揮して最大限に可能性を伸ばし、生きがいのある生活が送れるよう、個々の障がいの程度に応じた適切な教育・育成や芸術文化、スポーツ活動の支援を図ります。

また、発達障がいなど教育・療育に特別なニーズのある児童・生徒についても適切な支援を行う個別支援計画や一貫した相談支援体制の充実を図ります。

施策の方向

○早期療育と保育の実施

健康診査等を一層充実し、障がいの早期発見に努めるとともに、保育士や保健師、 医師等との連携を図りながら、児童発達支援や保育所等訪問支援サービスの活用及び 充実、障害児相談支援など乳幼児期からの早期療育体制を整備して、障がいの軽減と 最大限の発達を支援するように努めます。

また、障がいのある幼児と障がいのない幼児がふれあう機会の拡充に努め、人と接することの楽しさを通じて、豊かな人格形成を図ります。

○特別支援教育の充実と推進

障がいのある児童・生徒については、一人ひとりの障がいの状況や教育的ニーズ等に応じて、合理的配慮を含む必要な支援を受けながら、同じ場で共に学ぶことを追及するとともに、自立と社会参加に向けた指導と多様な学びの場の充実を図ります。

また、障がい児への理解が図られるよう福祉教育の一環として、特別支援学校と小・中学校の交流学習や共同学習を推進します。

○卒業後の支援

学校卒業後の障がいのある人に対する適切な教育の場や就労の場の保障についての 社会への移行支援体制づくりの推進を特別支援学校、教育委員会、障害者就業・生活 支援センターやハローワーク等労働関係機関と連携しながら図ります。

また、家族への支援や有効な社会資源の活用に対する理解を深めるための相談支援 体制を図ります。

○文化・芸術、スポーツ活動と地域交流の推進

障がい者が多くの人々と交流し、生き生きとした心豊かな生活が送れるよう障がい者の文化・芸術、スポーツ活動への支援や様々な交流機会の確保を図ることによる地域交流の活性化に努めます。

また、体育館等スポーツ施設設備の拡充に努め、障がいの者の利用に配慮した環境 整備を進めます。

第3章 生活支援に係る実施計画

(障害者総合支援法に基づく障害福祉計画及び児童福祉法に基づく障害

児福祉計画)

第1節 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

この計画では、「障害者基本法」の理念を踏まえつつ、「障害福祉サービス等及び障害児 通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき、また鳥取県が策定す る「鳥取県障がい者プラン」を踏まえながら、「希望するすべての障がい者が地域で暮らせ る社会」、「自立と共生の社会の実現」を目指し、次に掲げる項目を基本理念とします。

○障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮します。また、障がい者等が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、サービスの提供体制の整備を進めます。

○町を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービス の実施等

障がい者が地域で障がい福祉サービスを受けることができるよう町が主体となって 実施することを基本とします。また、障がい等の種別によらず、障がい福祉サービス の対象となる方に対してサービスの充実を図ります。

○地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備

障がい者の自立支援の観点から、地域生活支援サービスの充実や就労支援の積極的な取組といった新たな課題に対応したサービス提供基盤を整えるとともに既存の社会資源の有効活用を図っていき、障がい者の生活を地域で支えます。

2 計画の基本目標

計画の基本理念等を踏まえ、障がい者が希望する暮らしの実現や、その意欲や能力(適性)に応じた活動を保障するため、次に掲げる項目において、近隣2市6町村(米子市・境港市・日吉津村・大山町・伯耆町・日南町・日野町・江府町)とともに「西部障がい保健福祉圏域」を構成し、障がい福祉施策の実施にあたっては圏域内でサービスに不均衡が生じないよう必要な障がい福祉サービス及び地域生活支援事業の提供体制を計画的に確保します。

○必要な訪問系サービスを保障

訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援)の充実を図り、必要な訪問系サービス提供に努めます。

○希望する日中活動系サービス等を保障

障害者総合支援法に規定される日中活動系サービス(生活介護、自立訓練、就労定 着支援、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所、就労選択支援)及び地域 生活支援事業の充実を図っていきます。

○障がい児支援体制の確保

児童福祉法に規定される障害児通所支援等(児童発達支援、医療型児童発達支援、 放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障害児相談支援、居宅訪問型児童発達支援)の充実を図っていきます。また、乳幼児期から学齢期、青年期に至るまで、切れ目 のない支援が提供できるよう、医療機関や関係機関との連携に努めます。

○施設入所又は入院から地域生活への移行を推進

居住系サービスのうち、地域における居住の場として共同生活援助(グループホーム)の充実を図るとともに、自立訓練の推進により施設入所又は入院から地域生活への移行の推進に努めます。

○障がい者の地域生活支援拠点等の整備

障がい者の地域生活を支援する機能(相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり等)を有する拠点等の整備に努めます。

○福祉施設から一般就労への移行を推進

福祉施設における雇用の場の拡大に努めるとともに、就労移行支援事業等の推進により、福祉施設から一般就労への移行を推進します。

○相談支援体制の構築 、県や地域自立支援協議会との連携

地域で安心して生活していくための相談支援体制を構築するため、地域における中 核的な役割を担う基幹相談支援センターの整備や、県や西部障害者自立支援協議会と 連携し相談支援のネットワーク化に努めます。

◆鳥取県西部障害者自立支援協議会について

相談支援事業をはじめとする地域障がい福祉に関するシステム作りに関し、中核的な 役割を果たす定期的な協議の場として、平成20年3月に鳥取県西部圏域(米子市・境 港市・日吉津村・大山町・南部町・伯耆町・日南町・日野町・江府町)の2市7町村が共 同で設置しました。

◎協議事項

- (1)委託相談支援事業者の運営評価に関すること。
- (2)困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 西部地域の障がい福祉関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (4) 西部地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) その他、障がい福祉の増進のために必要と認めること。

◎協議会委員

- (1) 相談支援事業者
- (2) 障がい福祉サービスを提供している事業者の代表者
- (3) 保健・医療機関・教育機関・雇用関係機関の職員
- (4) 障がい当事者団体及び家族団体の代表者
- (5) 西部地域における関係行政機関の職員
- (6) その他必要と認めるもの

第2節 令和8年度の数値目標の設定(障害福祉計画)

障がい者の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援、地域生活支援拠点等の整備といった新たな課題に対応するため、計画策定期間の令和8年度末を目標年度として、次に掲げる事項について、数値目標を設定し取り組みます。

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

令和4年度末時点の福祉施設に入所している障がい者の6%以上が、令和8年度末までに地域生活(グループホーム、一般住宅等)へ移行することとするとともに、令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末の施設入所者数から5%削減することを目標として数値を設定しました。

国の指針

地域移行者数:令和4年度末施設入所者数の6%以上

施設入所者数:令和4年度末の5%以上削減

◆目標値

項目	目標数値	考え方
基準点での施設入所者数(A)	14 人	○令和4年度末時点の施設入所者
削減見込	1人	○差引減少見込み数 (A) ×5%
地域生活移行数	1人	○施設入所から GH 等へ移行する者の数 (A) ×6%

本町では、上記のとおり設定した目標を目指すものとし、相談支援体制の充実や一般就労に向けた支援や就労継続支援などの日中活動の場の確保、さらには住まいの確保など総合的な支援体制の整備に取り組みます。

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいのある方が地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、 障がい福祉、介護、住まい、就労、地域の助け合いなどが包括的に確保された地域包括ケア システムの構築を推進し、町内の関係機関において年1回以上評価の場を設ける。

	精神障害者の精神病院から退院後1年以内の地域における平均生活日数:
	325. 3日以上
国の指針	精神病床における1年以上入院患者数
	精神病床における早期退院率:3ケ月後68.9%以上、6か月後84.
	5%以上、1年後91.0%以上

◆目標値

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による 協議の場の開催回数	回/年	2	2	2
保健、医療及び福祉関係者による 協議の場への関係者参加者数	人/年	20	20	20
保健、医療及び福祉関係者による 協議の場における目標設定および 評価の実施回数	回/年	2	2	2

3 地域生活支援拠点等の機能の充実

障がい者の地域生活支援拠点等の機能の充実について、次のように目標を設定しました。

項目	第7期計画目標
地域生活支援拠点の整備	令和8年度末までに町内に面的整備型の機能を構築する。
運用状況の検証及び検討回 数	年1回以上運用状況を検証及び検討する。
福祉コーディネーターの配 置	町内に7つある地域振興協議会において3つ以上の協議会に福祉コーディネーターを配置する。

障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、課題に応じてどのような機能をどれだけ整備していくかについて、利用者の障がい福祉サービス等のニーズ、既存の障がい福祉サービス等の整備状況、基幹相談支援センターの設置の有無等地域における個別の状況に応じ、圏域で整備する可能性も踏まえながら、関係機関等と検討していきます。

強度行動障害を有する者に関し、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携 した支援体制の整備を進めます。

4 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等(就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。)を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者の数を、令和3年度実績の1.28倍以上の増加を目指し、数値目標を設定しました。

また、就労移行支援事業について、令和8年度末における就労移行支援事業所を通じて 一般就労する者のうち、就労定着支援事業による職場定着率が5割以上の事業所を5割以 上とすることを目標とします。

	一般就労への移行者数:令和3年実績の1.28倍以上
	就労支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上
日の比別	の事業所:5割以上の事業所を全体の5割以上
国の指針	就労定着支援事業の利用者数:令和3年度末実績の1.41倍以上
	就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労
	定着支援事業所の割合: 2割5分以上

項目	数値	考え方
一般就労移行者数	3人	福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者が令和3年度実績の1.28倍以上とする。
就労移行支援事業所における実績	5割以上	令和8年度末における就労移行支援事業 利用終了者に占める一般就労へ移行した 者の割合が5割以上とする。
就労定着支援事業の利用者数	2人	令和3年度末における就労定着支援事業 の利用者実績の1.41倍以上とする。
就労定着支援事業による職場定着率	1人	就労定着支援事業による職場定着率が7 割以上の事業所を2割5分以上とする

上記の目標に対する現状と課題は次のとおりです。

- ・就労移行支援事業所については圏域に2か所あるが、町内にはありません。
- ・一般就労後の職場定着率の把握が困難。

このような現状を踏まえ、必要な支援がより身近で受けられる体制について関係機関等と連携し、協議していきます。また、ハローワーク等を中心とした就労支援機関と連携をとり、 福祉施設から一般就労への移行を促進していきます。

また、地域の一般企業に障がい者雇用の拡大に向けた普及啓発を行っていきます。

5 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児支援の提供体制の整備等について、次のとおり目標を設定しました。

	児童発達支援センターの設置:各市町村又は各圏域に1箇所以上
	市町村において、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)
国の指針	推進体制の構築
	重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等:各市町村又は圏域に1
	箇所以上

項目	数値目標等	考え方
児童発達支援センターの設置	圏域で 1 か所	重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所は圏域にはありません。このような現状を踏まえ、必要な支援が身近な地域で受けられる体制を圏域市町村、関係機関と協議しながら構築します。
障害児の地域社会への参加・ 包容の推進	推進体制維持	保育所等訪問支援の体制は確立しています。障がい児の参加・包容の推進に適宜、 点検・見直しを行います。
主に重症心身障がい児を支援 する児童発達支援事業所の設 置		重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所は圏域にはありません。このような現状を踏まえ、必要な支援が身近な地域で受けられる体制を圏域市町村、関係機関と協議しながら構築します。
主に重症心身障がい児を支援 する放課後等デイサービス事 業所の設置	推進体制維持	重症心身障がい児を支援する放課後等デ イサービス事業者は圏域に1か所ありそ の体制維持に必要な点検等を行います。

医療的ケア児支援のための協議の場の設置	体制構築	医療的ケア児支援のための協議体を関係 機関と連携して構築を図ります。
医療的ケア児コーディネータ 一の配置	体制構築	協議体を設置する中で人材確保、育成についても協議し、コーディネーターの配置を図ります。

上記の目標に対する現状は次のとおりです。

- ・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所は圏域にはありません。
- ・主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所は圏域に1か所ありますが、町内にはありません。

このような現状を踏まえ、必要な支援がより身近な地域で受けられる体制を関係機関等 と協議しながら構築していきます。

6 相談支援体制の充実・強化等

令和8年度末までに、下記に掲げる総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制整備を図ります。

項目	第7期計画目標
基幹相談支援センターの設置	相談支援促進研修事業を活用し、年に1件以上の人材育成を 支援するとともに基幹相談支援センターの設置検討を行い ます。
協議会における個別事例 の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善	鳥取県西部自立支援協議会主催の相談支援連絡会等により、 年12回以上連携強化を図りながら、困難事例への対応など ケース検討、サービス基盤の開発改善に向けた取組を行いま す。

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

令和8年度末までに、下記に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に 関する事項を実施する体制整備を図ります。

国の指針 各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

項目	第7期計画目標					
都道府県が実施する障害						
福祉サービスに係る研修	毎年度担当者2名が研修に参加する。					
その他の研修への町職員						
の参加人数						
障害者自立支援審査支払						
等システムによる審査結	毎月実施する報酬審査に関して、サービス事業所へ内容の確					
果を事業所と共有する回	認、情報共有を月1回ペースで行う。					
数						

第3節 障がい福祉サービス等の必要な見込量及びその確保のための

方策

障がい者が希望する暮らしの実現やその意欲や能力(適性)に応じた活動を保証するため、 特に障がい福祉サービス等の種類ごとに必要な量の見込み及びその必要量の確保のための方 策等について、次のとおり定めました。※表中の令和5年度数値は令和5年11月までの実 績です。

|1| 訪問系サービス

障がいの状態やニーズに応じて、障がい者の自己決定と自己選択の尊重のもと、在宅で 適切な障がい福祉サービスを受けながら生活を継続していけるように、訪問系サービスの 充実に努めます。

サービスの概要

サービス名	内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神 障がいにより行動上著しい困難を有し、常に介護を必要と する人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護等から、外出時 の移動支援等を総合的に行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が、行動するときに生 じ得る危険を回避するための必要な支援や、外出時の移動 支援等を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が高い人に、居宅介護をはじめとする複数 のサービスを包括的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人が、外出 する時において必要な移動の援護等を行います。

第6期計画と利用実績

サービス名	単位		令和3年度		令和4年度			令和5年度		
		実績	計画	進捗	実績	計画	進捗	実績	計画	進捗
居宅介護·重度 訪問介護·行動 援護·重度障害 者等包括支援· 同行援護	時間/月	1, 148 (28)	1, 268 (28)	90.5%	1, 172 (28)	1,331 (28)	88. 1%	1, 116 (26	1, 429	78. 1%

- ※()内は月の実利用者数です。
- ※令和5年度は令和5年12月末の数値

【第6期計画における具体的評価】

●実利用者は計画どおり推移していますが、実績時間は目標到達しませんでした。計画期間中に新型コロナウイルス感染症の拡大によりサービスの利用時間が抑制されていたと推察されます。

第7期計画における障がい福祉サービスの見込量

令和8年度までの見込量は、次のとおりです。

見込量の設定にあたっては、第7期計画の見込量と実績値の状況で設定しました。

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
居宅介護	時間	296	310	324	
店七月護 	(人)	(26)	(27)	(28)	
新度計明 办業	時間	763	763	763	
重度訪問介護	(人)	(2)	(2)	(2)	
同行援護	時間	19	19	19	
	(人)	(3)	(3)	(3)	
行動援護	時間	72	72	72	
	(人)	(2)	(2)	(2)	
手中阵中老军与托士将	時間	0	0	0	
重度障害者等包括支援	(人)	U	U	U	

【見込量確保のための方策 】

- ●サービス提供事業者に対し、今後新たなサービス提供が見込まれる精神障がい者や、24 時間サービスを必要とする障がい者へのサービス拡充に向け働きかけていきます。
- ●障がい者の利用ニーズを把握し、適切なサービスを利用できるよう努めるとともに、サービス提供事業者へ専門的人材の確保及びその質的向上を図るよう働きかけていきます。
- ●事業者に対して広く情報提供を行うなど、多様な事業者の参入を促進していきます。

2 日中活動系サービス

常時介護を必要とする障がい者に対する事業所での専門的なサービス、介護者が病気の場合などの短期入所の場など、日中も安心して生活できるサービスの充実を目指します。また、障がい者が地域生活を営むことができるように、機能訓練や生活訓練の場や働く場の充実に努めます。

サービスの概要

サービス名	内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、主に昼間に入浴や排せつ、食事の介護、創作活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練	自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、一 定期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練等を行 います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要 な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援※2,3	一般企業等への就労が困難な人に、働く場を提供するとと
(A 型=雇用型、B 型=	もに、必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行
非雇用型)	います。
就労定着支援	一般就労へ移行した障がい者について、就労に伴う生活面 の課題に対し、企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により 必要な連絡調整、指導・助言等の支援を行います。
療養介護	医療と常に介護を必要とする人に、医療機関で行われる機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活の世話を行います。
短期入所	介護者が病気の場合等の理由により、短期間、夜間も含め施設で入浴や排せつ、食事の介護等を行います。

第6期計画と利用実績

サービス名	単位	令和3年度		芰	令和4年度			令和5年度			
		実績	計画	進捗	実績	計画	進捗	実績	計画	進捗	
生活介護	人日/ 月	561 (30)	682 (31)	82. 3%	586 (31)	704 (32)	83. 2%	672 (35)	726 (33)	92. 6%	
自立訓練(機能	人日/	0	0		0	0		0	0		
訓練)	月	(0)	(0)	_	(0)	(0)	_	(0)	(0)	_	
自立訓練(生活	人日/	0	22	0.00/	0	22	0.00/	0	22	0.00	
訓練)	月	(0)	(1)	0.0%	(0)	(1)	0.0%	(0)	(1)	0.0%	
	人日/	17	66	25 0%	25	66	37.9%	49	66	74. 2%	
就労移行支援	月	(1)	(3)	25.8%	(1)	(3)	37.9%	(3)	(3)	14. 2%	
就労継続支援	人日/	283	374	48. 9%	279	396	70.5%	341	418	81. 6%	
(A型)	月	(16)	(17)	40.9%	(15)	(18)	70.5%	(20)	(19)	01.0%	
就労継続支援	人日/	1,000	1, 232	81. 2%	1,008	1,254	80.4%	921	1,276	72. 2%	
(B型)	月	(56)	(56)	01.2%	(56)	(57)	00.4%	(54)	(58)	12.2%	
就労定着支援	人/月	0	2	0.0%	0	2	0.0%	0	2	0.0%	
療養介護	人/月	2	2	100%	2	2	100%	2	2	100.0%	
<i>k</i> =₩□ 1 =€	人日/	10	15	66. 7%	4	15	26.7%	21	15	1.40.00/	
短期入所	月	(3)	(3)	00.7%	(2)	(3)	20.1%	(4)	(3)	140. 0%	

^{※()}内は月の実利用者数です。

【第6期計画における具体的評価】

●平成30年度に町内において新たな就労継続支援A型事業所ができたことにより、令和元年度の利用者数が増加したため第6期は計画値を大幅に上げましたが、利用実績は令和元年当時から大きな増加はなく、計画値を下回っています。

[※]令和5年度は令和5年12月末の数値

第7期計画における障がい福祉サービスの見込量

令和8年度までの見込量は、次のとおりです。

見込量の設定にあたっては、第6期計画の見込量と実績値の状況で設定しました。

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人日/月	749 (41)	767 (42)	785 (43)
自立訓練(機能訓練)	人日/月	0 (0)	0 (0)	0 (0)
自立訓練(生活訓練)	人日/月	22 (1)	22 (1)	22 (1)
就労移行支援	人日/月	66 (3)	66 (3)	66 (3)
就労継続支援 (A型)	人日/月	368 (22)	385 (23)	401 (24)
就労継続支援(B型)	人日/月	991 (57)	1,008 (58)	1, 025 (59)
就労定着支援	人/月	2	2	2
療養介護	人/月	2	2	2
短期入所	人日/月	15 (3)	15 (3)	15 (3)

※()内は実人数

- ●生活介護などのサービス提供にかかる施設整備に対して支援に努めます。
- ●自立と社会経済活動への参加に向け、就労継続支援を行い、必要な訓練及び職業の提供 を行っていきます。
- ●精神障がい者のためのグループホームや社会との交流・創作活動などの日中活動の場を 充実するよう、サービス事業者に働きかけます。
- ●事業者に対して広く情報提供を行うなど、多様な事業者の参入を促進していきます。
- ●今後、障がい者やその家族等に向けた事業者情報提供の充実を図り、サービス提供の確保に努めます。
- ●圏域における障がい福祉サービスの基盤整備の促進のため、県や近隣市町村との連携を 図り、必要なサービス確保について広域的な検討等を行います。

3 居住系サービス

地域で安心して暮らせるよう、暮らしの場の確保に向けた居住支援を進め、地域生活への移行の促進に努めるとともに、夜間において安心して施設で専門的な介護等が受けられるよう、施設入所支援の充実を目指します。

サービスの概要

サービス名	内容
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日に共同生活を営む住居で、相談その他日常生活 の援助を行います。
施設入所支援	施設入所者に対して主に夜間に入浴、排せつ、食事の介護 等のサービスを提供します。
自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的 な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。

第6期計画と利用実績

サービス名 単位		令和3年度			令和4年度			令和5年度			
		実績	計画	進捗	実績	計画	進捗	実績	計画	進捗	
共同生活援助	人/月	24	27	88.9%	26	29	89.7%	31	31	100.0%	
施設入所支援	人/月	14	14	100%	14	14	100%	14	13	107. 7%	
自立生活援助	人/月	0	1	0.0%	0	1	0.0%	0	1	0.0%	

[※]令和5年度は令和5年12月末の数値

第7期計画における障がい福祉サービスの見込量

令和8年度までの見込量は、次のとおりです。

見込量の設定にあたっては、第6期計画の見込量と実績値の状況で設定しました。

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助	人/月	32	34	36
施設入所支援	人/月	13	13	13
自立生活援助	人/月	1	1	1

【第7期計画における見込量の設定について】

●共同生活援助については第6期計画中において、町内に新たなグループホームが2か所できため計画値を増やしていましたが、第7期計画中においては維持、施設入所支援については今後、退院可能者の減少によりグループホーム等の地域生活への移行についても現状維持としています。

【見込量確保のための方策 】

●居住支援を必要とする障がい者に対し、広域で調整しながら、居住施設の確保に努めます。

4 相談支援

障がい福祉サービスの利用者への相談やサービス等利用計画作成等を行うサービスです。 指定を受けた指定相談支援事業所において、相談支援の提供を受けることにより、利用者 が安心してサービスの提供を受けられるよう、その体制の整備に努めます。

サービスの概要

サービス名	内容
計画相談支援	障がい者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、 利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、当該支給決定等の内容を反映したサービス利用計画の作成等を行います。 また、そのサービス利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、サービス利用計画の変更等を行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に 入院している精神障がい者に対して、住居の確保その他の地域 における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜 を供与します。
地域定着支援	居宅において単身等の状況において生活する障がい者に対して、当該障がい者との常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等において相談その他の便宜を供与します。

第6期計画と利用実績

サービス名	サービス名 単位		令和3年度			令和4年度			令和5年度			
		実績	計画	進捗	実績	計画	進捗	実績	計画	進捗		
計画相談	人/月	21	23	91.3%	33	25	132.0%	36	26	138. 5%		
地域移行	人/月	0	0	0.0%	0	1	0.0%	0	1	0.0%		
地域定着	人/月	0	0	0.0%	0	1	0.0%	0	2	0.0%		

[※]令和5年度は令和5年12月末の数値

【第6期計画における具体的評価】

●利用者数の増加に伴い、計画相談の実績値が計画値を上回っていますが、町内外における相談支援体制の不足により計画相談が利用できなくなる等の実態はありませんでした。

第7期計画における障がい福祉サービスの見込量

令和8年度までの見込量は、次のとおりです。

見込量の設定にあたっては、第6期計画の見込量と実績値の状況で設定しました。

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/月	38	42	46
地域移行支援	人/月	1	1	1
地域定着支援	人/月	1	1	2

- ●全ての障がい福祉サービス及び地域相談支援利用者等に適切なサービス等利用計画の作成を円滑に行うために、関連機関と連携を図るとともに、専門的な相談体制の確保を働きかけます。
- ●今後、相談支援事業所や医療機関、地域包括支援センター等と連携していきます。 相談 支援事業所については障がい者相談へのニーズが高まっていくことが予想されるため、 相談支援体制の拡充に向けて町内又は圏域の事業所と連携して進めていきます。

5 障がい児支援

障がい児が必要な支援を受けられるよう、療育の場の充実に努めます。また、障害児相談支援の提供体制の確保により、利用者が適切なサービスを安心して利用できるよう努めます。

サービスの概要

サービス名	内容						
放課後等デイサービス	生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進そ の他必要な支援を行います。						
	主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業 所について圏域設置を図ります。						
児童発達支援	日常における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生 活への適応訓練、その他必要な支援を行います。						
汽里光连又扳 	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所につい て圏域設置を図ります						
医療型児童発達支援	児童発達支援及び治療を行います。						
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等の状態にある障がい児を対象に、児童の居宅 を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の 付与等の訓練を行います。						
保育所等訪問支援	障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な 支援その他必要な支援を行います。						
障害児相談支援	障がい児の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、 利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作 成し、支給決定等が行われた後に、当該支給決定等の内容を反 映したサービス等利用計画の作成等を行います。 また、そのサービス等利用計画が適切であるかどうかを一定 期間ごとに検証し、その結果等を勘案して見直しを行います。						
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整 するコーディネーター の配置	医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげます。 また、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進します。						

第6期計画と利用実績

サービス名 単位		令和3年度			令和4年度			令和5年度			
		実績	計画	進捗	実績	計画	進捗	実績	計画	進捗	
放課後等デイ サービス	日/月	194	198	98.0%	227	220	103. 2%	227	242	93.8%	
児童発達支援	日/月	6	10	60.0%	15	10	150.0%	32	10	320.0%	
医療型児童発 達支援	日/月	1	15	6.7%	0	15	0.0%	0	15	0.0%	
居宅訪問型児 童発達支援	日/月	0	5	0.0%	0	5	0.0%	0	5	0.0%	
保育所等訪問 支援	日/月	0	0	1	0	0	1	5	0	皆増	
障害児相談支 援	人/月	5	5	100%	6	6	100%	10	7	142.9%	

[※]令和5年度は令和5年12月末の数値

第7期計画における障がい福祉サービスの見込量

令和8年度までの見込量は、次のとおりです。

見込量の設定にあたっては、第6期計画の見込量と実績値の状況で設定しました。

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
放課後等デイサービ	D/B	254	269	284
ス	日/月	(17)	(18)	(19)
重症心身障がい児支				
援放課後等デイサー	箇所	0	0	1
ビス事業所設置				
児童発達支援	日/月	35	40	45
元里 <u></u> 尤连又饭		(7)	(8)	(9)
重症心身障がい児を				
支援する児童発達支	箇所	0	0	1
援事業所				
居宅訪問型児童発達	日/月	0	0	0
支援	口/ 月 	(0)	(0)	(0)

保育所等訪問支援	日/月	10 (5)	10 (5)	10 (5)
障がい児相談支援	人/月	12	14	16
医療的ケア児コーディネーターの設置	人	0	0	1

^{※()}内は利用者数です。

【第7期計画における見込量の設定について】

●放課後等デイサービスと児童発達支援については計画値を増やしています。また、利用 者数の増加が見込まれるため、障害児相談支援についても計画値を増やしています。

- ●全ての障害児通所支援の利用者に対して、適切なサービス等利用計画の作成を円滑に行うために、関連機関と連携を図るとともに、専門的な相談体制の確保を働きかけます。
- ●今後、学校や保育園、保健師、医療機関等と連携し、ライフステージに応じた切れ目の ない支援を行います。

6 障がい児の子ども・子育て支援等

障がいの有無にかかわらず児童が共に成長できるよう、地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するため、障がい児の子ども・子育て支援等の地域資源の種別ごとに利用ニーズを把握するとともに、その提供体制の整備に努めます。

地域資源の概要

種別	内容
第1号認定(幼稚園、認 定こども園)	満 3 歳以上から小学校就学前までの教育のみを受けるお子様が利用します。
第2号認定(保育所、認 定こども園)	保護者の就労等により、満 3 歳以上から小学校就学前までの 保育が必要なお子様が利用します。
第3号認定(保育所、認定こども園等)	保護者の就労等により、満 3 歳未満の保育の必要なお子様が 利用します。
放課後児童健全育成事 業(放課後児童クラブ)	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学してい る児童が、授業終了後に利用します。

第6期計画と利用実績

単位:人

種別 単何		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		実績	計画	進捗	実績	計画	進捗	実績	計画	進捗
第 1 号認定(幼稚	1/生	0	0		0	0	0.0%	0	0	0.0%
園、認定こども園)	人/年	U	U		U	U	0.0%	U	U	0.0%
第 2 号認定(保育	人/年	5	2	250%	1	2	200%	4	2	200. 0%
所、認定こども園)	八/ 4	5	۷	250/0	4	2	200%	4	۷	200.0%
第 3 号認定(保育										
所、認定こども園	人/年	1	1	100%	1	1	100%	1	1	100.0%
等)										
放課後児童健全育										
成事業(放課後児	人/年	9	3	300%	5	3	166.7%	7	3	233. 3%
童クラブ)										

第7期計画における定量的な見込量

令和8年度までの見込量は、次のとおりです。

見込量の設定にあたっては、第6期計画の見込量と実績値の状況で設定しました。

単位:人

種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第1号認定(幼稚園、認定 こども園)	0	0	0
第2号認定(保育所、認定 こども園)	4	2	2
第3号認定(保育所、認定こども園等)	1	1	1
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	18	18	18

- ●障がい児の子ども子育て支援等における必要な提供体制が確保されるよう、子育て関係 部局と連携して取り組みます。
- ●支援や見守りが必要な児童が、希望する保育園、認定こども園、放課後児童健全育成事業等を利用できるよう、受入れ体制整備を図ります。

第4節 地域生活支援事業の実施

障害者総合支援法及び児童福祉法に規定する個別給付に加えて、本町の実情や利用者の状況等に応じた柔軟な形態により実施する地域生活支援事業の内容、各年度における事業の種類ごとの必要な量の見込み及びその必要量の確保のための方策等について、次のとおり定めました。

.....

1 相談支援事業

障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とし、障がい者や家族、介助者等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行います。

第6期計画と利用実績

事業名	単位	令	令和3年度		令和4年度			令和5年度		
		実績	計画	進捗	実績	計画	進捗	実績	計画	進捗
相談支援	件/月	59.5	53	112.3%	77.5	55	140.9%	75.6	57	18.9%

[※]令和5年度は令和5年12月末の数値

第7期計画における見込量

令和8年度までの見込量は、次のとおりです。

見込量の設定にあたっては、第6期計画の実績及び伸び見込の状況で設定しました。

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援	件/月	80	82	83

- ●障がい者の相談指導やリハビリテーション、情報提供等を総合的に行う相談支援事業の 充実を図ります。
- ●各種窓口で受け付けた相談について、相談支援事業所や西部圏域の「地域自立支援協議会」等との関係部署と連携をとりながら、情報を共有して相談に対応します。
- ●利用実績の伸びが顕著なため、相談受託事業者の拡充を検討し、障害種別、時間帯を問 わず対応できる体制を構築します。

2 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳や要約筆記等の方法により、障がい者とその他の人の意思疎通を仲介する手話通訳者や要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

第6期計画と利用実績

事業名	令和3年度		令和4年度			令和5年度				
		実績	計画	進捗	実績	計画	進捗	実績	計画	進捗
意思疎通支援	件/月	0	3	0.0%	0	3	0.0%	0	3	60.0%

[※]令和5年度は令和5年12月末の数値

第7期計画における障がい福祉サービスの見込量

令和8年度までの見込量は、次のとおりです。

見込量の設定にあたっては、第6期計画の見込量と実績値から減じて設定しました。

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
意思疎通支援	件/月	1	1	1

- ●地域における手話通訳者や要約筆記者を把握します。
- ●障がい者を対象にコミュニケーション支援事業を周知し、サービスの利用を促進します。
- ●近年サービスを利用された実績はありませんが、ニーズ発生に対応できる体制維持は必要です。

3 日常生活用具給付等事業

重度障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図ります。

第6期計画と利用実績

事業名	単位	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		実績	計画	進捗	実績	計画	進捗	実績	計画	進捗
日常生活用具給 付等	件/年	316	227	139. 2%	237	229	103.5%	322	231	139. 4%

※紙おむつ及びストマ装具については、1か月分を1件としてカウント

※令和5年度は令和5年12月末の数値

第7期計画における障がい福祉サービスの見込量

令和8年度までの見込量は、次のとおりです。

見込量の設定にあたっては、第6期計画の見込量と実績値の状況で設定しました。

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日常生活用具給 付等	件/年	325	337	349

- ●日常生活用具の利用希望者の把握に努めます。
- ●その人の特性に合った適切な日常生活用具を給付します。
- ●日常生活用具に関する情報提供を充実します。

4 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者について、ヘルパーを派遣し社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出時における支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促します。

第6期計画と利用実績

事業名	事業名 単位		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		実績	計画	進捗	実績	計画	進捗	実績	計画	進捗	
投制士採	時間/	80.7	150	E2 00/	85.7	152	E (10/	73.7	154	47 00/	
移動支援	月	(19)	(23)	53.8%	(24)	(24)	56.4%	(22)	(25)	47.9%	

※()内は月の実利用者数です。

※令和5年度は令和5年12月末の数値

第7期計画における障がい福祉サービスの見込量

令和8度までの見込量は、次のとおりです。

見込量の設定にあたっては、第6期計画の実績値は新型コロナウイルス感染症拡大による外 出控えにより利用時間の低迷が続いたため、今後はコロナ渦前の水準に少しずつ戻るものと 見越し、第6期計画の実績値の150%で設定しました。

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援	時間/	120	120	120
19到人]友	月	(25)	(25)	(25)

- ●移動支援の利用希望者の把握に努めます。
- ●移動支援事業の内容の情報提供を充実します。
- ●サービス提供事業者の拡充に向け、事業者に働きかけます。

5 日中一時支援事業

障がい者の日中における活動の場を確保し、障がい者の家族の就労支援及び障がい者を 日常的に介護している家族の一時的な休息を提供します。

第6期計画と利用実績

事業名	単位	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		実績	計画	進捗	実績	計画	進捗	実績	計画	進捗
日中一時支援	人/月	2	4	50.0%	1	4	25.0%	2	4	50.0%

[※]令和5年度は令和5年12月末の数値

第7期計画における障がい福祉サービスの見込量

令和8年度までの見込量は、次のとおりです。

見込量の設定にあたっては、第6期計画の見込量と実績値の状況で設定しました。

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
日中一時支援	人/月	2	2	2		

- ●日中一時支援が必要であると認められる障がい者の把握に努めます。
- ●地域資源の活用によるサービス提供を検討します。

6 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度を利用することが有用であると認められる障がい者で成年後見制度の利用 に要する費用について、補助を行います。それにより障がい福祉サービスの円滑な利用を 可能にします。

成年後見制度の普及啓発や市民後見人の養成等、権利擁護センターや、高齢者福祉の成年後見利用支援等を行う包括支援センターなどとの連携を図りながら、障がいのある人の権利擁護の充実に努めます。

第6期計画と利用実績

事業名	単位	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		実績	計画	進捗	実績	計画	進捗	実績	計画	進捗
成年後見制度利 用支援	人/年	0	1	0.0%	0	1	0.0%	0	1	0.0%

[※]令和5年度は令和5年12月末の数値

第7期計画における障がい福祉サービスの見込量

令和8年度までの見込量は、次のとおりです。

見込量の設定にあたっては、第6期計画の見込量と実績値の状況で設定しました。

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利 用支援	人/年	1	1	1

【見込量確保のための方策】

●権利擁護ネットワークほうき等と連携し、成年後見が必要な方が確実に利用できるよう 努めます。